

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
平成28年9月2日

長崎県知事 中村 法道

1 起業者の名称

南島原市

2 事業の種類

原城周辺（真砂）駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 長崎県南島原市南有馬町丁字駒崎地内

(2) 使用の部分 なし

4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

南島原市役所商工観光課

5 事業の認定をした理由

平成28年7月22日付け28南商第209号により南島原市から申請があった原城周辺（真砂）駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県南島原市南有馬町字駒崎地内における「原城周辺（真砂）駐車場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である南島原市は、地方公共団体及び「史跡原城跡」の所有者として史跡の保存・活用のために必要な駐車場を整備するための権能を有しており、また、平成23年3月に史跡の保存並びに活用整備のための駐車場整備も含めた「史跡原城跡整備基本計画」（以下「基本計画」という。）、平成28年7月に「史跡原城跡整備基本計画（追補版）」（以下「基本計画（追補版）」という。）を策定し、かつ、本件事業に必要な経費について財源処置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本件事業は、南島原市において、「史跡原城跡」の保存並びに活用整備のための駐車場を整備する事業である。

南島原市は、世界遺産登録を目指している「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産の一つである「史跡原城跡」を有し、その保存並びに活用整備を図るために「基本計画」及び「基本計画（追補版）」を策定し、併せて、関係機関、関連団体と連携し、来訪者（南島原市の市民及び観光客）の受入態勢の整備も進めている。

平成26年には、「史跡原城跡」を約142,000人の観光客が訪れており、徐々に増加している。

しかしながら、島原鉄道南目線が平成20年3月に廃線となったことにより、公共交通機関を利用した市外からの来訪が不便となったことから、観光客の約6割が自家用車やレンタカーを利用している状況にある。

現在、「史跡原城跡」周辺の駐車場は、本丸入口広場の仮設駐車場（約20台）しかなく、また、ほとんどの来訪者が土日祝日に集中する状況にあることから、特に週末のピーク時には、駐車スペース以外への駐車や駐車待ちにより、狭い史跡内通路にも渋滞が発生するなど、駐車場内及び史跡内通路での接触事故等の危険性が高まっている。

また、渋滞時には、駐車場以外の史跡内への駐車があるなど、史跡の保存にも悪影響を及ぼす懸念も生じている。

さらに、現在使用されている本丸入口広場の仮設駐車場は、史跡景観などへの悪影響から、「基本計画（追補版）」において、早期に廃止し管理車両及び身障者車両のみの駐車場として限定し、一般車両は史跡内に駐車することがないようにし、その補完及び来訪者増に対応するため、史跡外に早期に駐車場の整備をする必要

があるとされている。

本件事業の完成により、上記問題が解消されるとともに、来訪者の利便性の向上及び世界遺産登録を機として多くの来訪者が見込まれることから、地域の活性化にも寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が起業地及びその周辺の自然環境に配慮し行った既存文献などに基づく調査や南島原市環境課への照会結果においても、起業地及びその周辺には、保護を必要とする希少性のある動植物は確認されていないことから、環境に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件事業の起業地には、文化財保護法（昭和25年法律214号）第93条の規定に基づき指定された周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、南島原市教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、南島原市において、「史跡原城跡」の保存並びに活用整備を目的として、駐車場を整備する事業であり、起業者は駐車場の規模について、「基本計画（追補版）」に基づき、適正な施設の規模を算出し決定している。

また、本件事業の起業地については、起業者は、本件事業は世界遺産登録を目指している「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産である「史跡原城跡」の駐車場整備が目的であるため、選定にあたっては、史跡外かつ史跡の周辺であること、道路沿いであること、駐車場の必要台数が確保できることに着目し、史跡外かつ史跡周辺の国道から西側に位置する土地に建設する案、史跡外かつ史跡周辺の国道から南側に位置する土地に建設する案、史跡外かつ史跡周辺の北東側に位置し、史跡に通ずる市道に隣接する土地に建設する案（以下「申請案」という。）の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、土地に与える影響が最も小さいこと、造成工事が最も容易であること、事業費が最も安価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように本件事業は、「史跡原城跡」の保存並びに活用整備を目的として、駐車場を整備する事業であり、現在使用されている仮設駐車場では、ピーク時には、駐車スペース以外への駐車や駐車待ちにより、狭い史跡内通路にも渋滞が発生するなど、駐車場内及び史跡内通路での接触事故等の危険性が高まっていること、渋滞時には、駐車場以外の史跡内への駐車があるなど、史跡の保存にも悪影響を及ぼす懸念も生じていること、さらには、現在使用されている仮設駐車場が、史跡景観などへの悪影響から、「基本計画（追補版）」において、早期に廃止し、その補完及び来訪者増に対応するため、史跡外に早期に駐車場の整備をする必要があるとされている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。